

意見書の取扱いに関する各会派提出案比較表

2011. 11. 28現在

	民主党	公明党	共産党
審査機関	議長宛提出→幹事長会で報告 →議会運営委員会	(仮称) 意見書等検討協議会	(仮称) 意見書調整委員会 ※各会派代表 + (提案のある) 無所属議員
審査内容	採否・文案調整	提案者説明→質疑→討論→採決	採否及び文言整理
合意形成方法	全会一致	全会一致	全会一致
会議の公開・議事録	議運なので公開・議事録は可能	公開し、議事録を作成する	調整の場なので公開は考えていない (議運での公開を想定) 議事録については検討中
審査期間	1会期	会期を越えても審査可能 期間については未定・検討中	検討中
法根拠	—	会議規則第159条 (別表の追記が必要)	—
全会一致出来ない時の処理	提案者に差し戻し	否決理由(結果)を情報公開	議会上程
議決方法	—	—	出席議員の3分の2以上
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>会期中の提出も可能。 (提出される毎に協議する)</li> <li>議運協議のため即実行可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会にて否決の場合 ホームページ、議会だより等において情報公開を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上程は議案として条件が整っているものとする。</li> <li>名称は奈良県議会を参考</li> </ul>

(参考)

●会議規則第159条

法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める

●地方自治法第100条第12項

議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる